

日田市地域防災計画  
(共通事項)

令和8年2月

日田市

## 日田市地域防災計画（共通事項）

### 1 計画の構成

- (1) 日田市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、日田市における防災に関する基本方針及び防災関係機関等が実施すべき対策を総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する。
- (2) 本計画は、次の各編から構成する。
  - ア 風水害編
  - イ 地震編
  - ウ 資料編

### 2 各編に限定されない災害の取扱い

- (1) 本計画において、風水害編又は地震編のいずれかに限定されない災害に関する事項は、必要に応じて本共通事項に定め、両編に共通して適用する。
- (2) 前(1)に掲げる災害に関する事項のうち、本共通事項として定める事項は、次のとおりとし、必要に応じて追加又は見直しを行う。
  - ア 林野火災に関する事項
    - ① 位置付け  
林野火災は、気象条件等により拡大・長期化するおそれがあり、風水害又は地震に限定されない災害であることから、本計画においては共通事項として取り扱う。
    - ② 準用及び補完  
林野火災に関する予防、警戒、応急対策及び復旧・復興の実施に当たっては、本計画に定める情報収集・伝達、活動体制、避難、物資、保健衛生等の枠組みを準用し、林野火災の特性に応じて必要な事項を補完する。
    - ③ 林野火災注意報及び林野火災警報への対応  
林野火災の危険性が高い気象状況下においては、火災予防条例に基づく林野火災注意報及び林野火災警報の運用を踏まえ、関係機関と連携し、警戒活動及び住民等への注意喚起を強化する。あわせて、火気使用に関する注意喚起並びに庁内及び関係機関間の情報共有・連絡調整を行う。
    - ④ 役割分担  
林野火災注意報及び林野火災警報に係る主な役割分担は、概ね次のとおりとする。

### 役割分担

実施担当		実施内容
市 災 害 対 策 本 部	本部長	林野火災注意報・警報発令時における市民周知体制の強化及び大規模行事等の火気使用制限に係る関係機関調整に係ること。
	統括部	火災警報発令時及び火気制限情報の庁内共有、関係部署（林業振興課、農業振興課等）への連絡調整に関すること。
	消防対策部	林野火災注意報・警報を踏まえた警戒活動、防火指導、注意喚起の強化 たき火・火入れ等（届出・許可情報を含む）の情報共有と指導
	消防団	警報発令時の重点警戒・注意喚起
市民、事業所 自主防災組織		火の使用制限へ協力